

史跡福原長者原官衙遺跡保存活用計画

## 序

ふくばるちょうじやばるかんが
史跡福原長者原官衙遺跡は，東九州自動車道の建設を契機とする発掘調査の成果とそれに基 づく学術的な評価，そして土地所有者の方々の同意を得て，平成 29 年 10 月 13 日に国の史跡指定を受けました。

本史跡は，7世紀末から8世紀中頃にかけて営まれた地方官衙の政庁跡で，九州最大級の規模や形態的特徴から，豊前国，あるいは九州全域の統治にも関わった官衙の中枢施設であった可能性が指摘されています。古代日本において，律令制度による統一国家が成立する時代の地方支配の実態を明らかにするうえで重要な価値を持つ，国民的財産です。

本史跡が立地する行橋市は福岡県東部の京都平野の中央を占めます。この地は九州の東北岸 であると同時に瀬戸内海の西端に臨むことから，古来，畿内をはじめとする東方の文化が九州 に流れ込む玄関口で，畿内を基盤とする中央政権と九州を結びつける役割も果たしました。国重要文化財「福岡県稲童古墳群出土品」，国史跡「御所ヶ谷神籠石」などの文化財が，この地の重要さを物語っています。近年発見された本史跡もまた，この地の果たした歴史的役割を象徴 する遺跡です。

本計画は，史跡福原長者原官衙遺跡の保有する価値を適切に保存管理していくための方針お よび基準，史跡の価値と魅力を高め，伝えるための活用•整備の方針，さらに保存管理•活用•整備の運営•体制の方針を定めたものです。平成 31 年度から，この計画に沿って本史跡の具体的な保存活用事業を進めて参ります。

本計画は平成 30 年 6 月に設置した史跡福原長者原官衙遺跡保存活用計画策定委員会での協議によって原案を作成し，地域連絡会での地域住民の皆様方との意見交換など各種会議を経て決定しました。御多忙の中，専門的な見地から多くの御意見をいただいた委員の皆様，積極的 に御意見をいただいた地域住民の皆様方に御礼を申し上げます。また，指導•助言をいただい た文化庁文化財第二課および福岡県教育庁文化財保護課の各位に感謝申し上げます。

本計画に基づき，国民共有の財産である史跡福原長者原官衙遺跡が，未来へ保存継承される とともに，地域の魅力を発信する場として多様な活用がなされていくことを切に望みます。

平成 31 年 3 月
行橋市教育委員会
教育長 笹山 忠則

## 例 言

1．本書は福岡県行橋市に所在する国指定史跡福原長者原官衙遺跡の保存活用計画書である。

2．本計画の策定事業は，平成 30 年度に文化庁の史跡等保存活用計画等策定費国庫補助金の交付を受けて，史跡福原長者原官衙遺跡保存活用計画策定事業として1ヶ年で実施した。

3．本事業は，史跡福原長者原官衙遺跡保存活用計画策定委員会を設置し，文化庁文化財第二課，福岡県教育庁教育総務部文化財保護課の指導のもと，行橋市教育委員会が行った。

4．計画策定に関わる事務は行橋市教育委員会文化課が担当し，関連業務の一部を株式会社環境デザイン機構に委託した。

5．福原長者原官衙遺跡II期南門復元図および福原長者原官衙遺跡II期政庁復元図は有識者の監修の下，松尾留衣が作成した。

## 目次

第1章 保存活用計画策定の目的 ..... 1
第1節 目的と経緯 ..... ．． 1
（1）沿革 ..... ．． 1
（2）目的 ..... 2
（3）計画の対象範囲 ..... ．． 2
第2節 保存活用計画策定の経過 ..... 4
（1）委員会の設置 ..... 4
（2）組織 ..... ． 4
（3）審議等の経過 .....  .5
（4）地域連絡会 .....  .5
第3節 関連法令•関連計画との関わり ..... 6
（1）関連法令 ..... 6
（2）行橋市の構想•計画 ..... 9
第2章 史跡福原長者原官衙遺跡の概要 ..... 11
第1節 位置と環境 ..... 11
（1）行橋市の概要 ..... 11
（2）行橋市の交通環境 ..... 12
（3）地理的環境 ..... 13
（4）歴史的環境 ..... 17
第2節 発掘調査の経過と概要 ..... 23
（1）調査の経過 ..... 23
（2）調査の概要 ..... 24
第3節 史跡指定の内容 ..... 32
（1）史跡福原長者原官衙遺跡の指定に至る経緯 ..... 32
（2）指定内容 ..... 32
第3章 史跡の本質的価値 ..... 37
第1節 史跡福原長者原官衙遺跡の本質的価値 ..... 37
第 2 節 構成要素 ..... 40
（1）史跡の価値を構成する枢要の諸要素 ..... 40
（2）史跡の価値を構成する枢要以外の諸要素 ..... 40
（3）史跡の周辺環境を構成する諸要素 ..... 40
第4章 史跡指定地と周辺地域の現状と課題 ..... 45
第1節 保存管理 ..... 45
第2節 活用 ..... 47
第3節 整備 ..... 48
第4節 運営 ..... 48
第5章 基本理念および基本方針 ..... 49
第1節 基本理念 ..... 49
第2節 基本方針 ..... 50
（1）保存管理 ..... 50
（2）活用 ..... 50
（3）整備 ..... 50
（4）運営•体制 ..... 50
第6章 保存管理 ..... 51
第1節 保存管理の方向性 ..... 51
第2節 保存管理の地区区分 ..... 53
第3節 公有化と追加指定の方針 ..... 55
（1）史跡指定地の公有化 ..... 55
（2）追加指定 ..... 55
第4節 保存管理の方法 ..... 55
（1）史跡指定地内の保存管理方法 ..... 55
（2）史跡指定地内の現状変更等の取り扱い ..... 57
（3）史跡指定地外の保存管理方法 ..... 59
第5節 調査 ..... 62
（1）発掘調査の方針 ..... 62
（2）史跡指定地内の発掘調査 ..... 62
（3）史跡指定地外の発掘調査 ..... 62
第7章 活用 ..... 63
第1節 活用の方向性 ..... 63
第2節 活用の方法 ..... 64
（1）遺跡に関する情報発信による活用 ..... 64
（2）地域への誇りと愛着を深める交流の場としての活用 ..... 64
（3）教育分野における活用 ..... 66
（4）観光資源としての活用 ..... 69
第8章 整備 ..... 71
第1節 整備の方向性 ..... 71
第2節 整備の方法 ..... 72
（1）史跡を保存するための整備 ..... 72
（2）史跡の価値を伝えるための整備 ..... 72
（3）利便性向上や活用促進のための整備 ..... 74
（4）史跡にふさわしい景観整備 ..... 75
（5）史跡と周辺関連資源を一体的に活用する整備 ..... 76
第9章 運営•体制 ..... 77
第1節 管理運営の方向性 ..... 77
第2節 運営•体制づくりの方法 ..... 78
（1）地域との連携•協働による管理運営 ..... 78
（2）関係機関との連携体制の整備 ..... 78
（3）行政内部における体制強化 ..... 78
第10章 実施計画 ..... 80
第11章 経過観察 ..... 81

## 第1章 保存活用計画策定の目的

## 第1節 目的と経緯

## （1）沿革

代の役所跡）である（図 1－1－1）。東九州自動車道の建設に伴って平成 22 年（2010）から行われ た発掘調査によってその中枢にあたる政庁跡が検出され，規模が九州最大級であることや，藤原宮を模した設計であることが明らかになった。この遺跡は，日本の古代国家の地方支配の実態を知るうえで欠くことのできない重要な遺跡であることから，平成29年（2017）10月13日 に国の史跡に指定された。


図 1－1－1 国指定史跡福原長者原官衙遺跡と県指定史跡豊前国府跡（北西より）

## （2）目的

本史跡は，未だ政庁全域の指定には至らず，指定地も多くは道路用地や民有地であるため，保存管理や活用，整備にあたって多くの課題を抱えている。これらの課題を解決し，本史跡の保有する価値を適切に保存し次世代に伝えるとともに，有効に活用していくことを目的として，保存管理や活用，整備，運営について基本的な事項を定めるものである。

## （3）計画の対象範囲

本計画の直接の対象範囲は，本史跡の指定地である。ただし史跡指定地は官衙政庁の全域に至らず，また政庁の外側には官衙政庁に関連する道路状遺構や，官衙に関連する施設が存在し ていた可能性のある区域が存在する。史跡指定地と周辺区域を一体として，「基本区域」と設定し，適切な保存管理や有効な活用の方法を検討する（図1－1－2）。


図 1－1－2 基本区域図

また，本史跡が位置する京都平野には，大型首長墳，古代山城や官道，国府や国分寺といった，本史跡に関わりの深い，古代豊前国の中枢を担った遺跡が多数存在している。そこで，本史跡 を中心におよそ半径 8 km ほどの範囲にまで視野を広げ，「広域活用区域」とする（図 1－1－3）。本史跡と区域内の関連遺跡や文化財展示施設をネットワーク化することで本史跡や京都平野の歴史的重要性を学ぶことができるとともに，テーマごとのストーリーのもとに一連の関連遺跡 を巡る観光資源として活用することができる。


図 1－1－3 広域活用区域（本史跡は赤四角）国土地理院地図を加工

## 第2節 保存活用計画策定の経過

## （1）委員会の設置

史跡福原長者原官衙遺跡の保存管理及び活用整備の基本方針について協議し，保存活用計画 を策定するため，平成 30 年（2018）6月1日に「史跡福原長者原官衙遺跡保存活用計画策定委員会」を設置した。

## （2）組織

史跡福原長者原官衙遺跡保存活用計画策定委員会

委員

| 委員長 | 亀田 | 修一（岡山理科大学教授 考古学） |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |
| 副委員長 | 河野 | 雅也（西日本工業大学教授 都市計画） |
| 委員 | 林部 | 均（国立歴史民俗博物館副館長•教授 考古学） |
|  | 重藤 | 輝行（佐賀大学教授 考古学・ヘリテイジマネジメント） |

## 指導•助言

浅野 啓介（文化庁文化財第二課史跡部門文化財調査官）
杉原 敏之（福岡県教育庁文化財保護課参事補佐兼企画•埋蔵文化財係長）
入佐友一郎（福岡県教育庁文化財保護課文化財保護係長）
岸本 圭（福岡県教育庁文化財保護課文化財保護係企画主査）

事務局

| 行橋市教育委員会 | 笹山 | 忠則（教育長） |
| :--- | :--- | :--- |
|  | 米谷 友宏（教育部長） |  |
|  | 橋本 明（文化課長） |  |
|  | 小川 秀樹（文化課参事） |  |
|  | 山口 | 裕平（文化課文化財保護係長） |
|  | 天野正太郎（文化課文化財保謢係） |  |
|  | 笠置 拓也（文化課文化財保護係） |  |

（3）審議等の経過

| 委員会 | 開催日 | 概要 |
| :---: | :---: | :---: |
| 第1回 | 平成 30 年（2018） 7月13日 | 現地視察 審議スケジュールについて 目次構成について 計画書第1章 保存活用計画策定の目的 <br> 第2章 史跡福原長者原官衙遺跡の概要 <br> 第3章 史跡の本質的価値 <br> 第4章史跡指定地と周辺地域の現状と課題について |
| 第2回 | 平成 30 年（2018） 10月4日 | 計画書第1章～第4章の確認 計画書第 5 章基本理念および基本方針第6章保存管理について |
| 第3回 | 平成 31 年（2019） 1月28日 | 計画書第5章，第6章の確認 計画書第 7 章活用，第 8 章整備，第 9 章運営•体制第 10 章実施計画，第 11 章経過観察について |
| 第4回 | 平成 31 年（2019） <br> 2月 23 日 | ○計画書第 7 章～第 11 章の確認 ○計画書全体の確認 |
|  |  |  |

（4）地域連絡会


## 第3節 関連法令•関連計画との関わり

## （1）関連法令

本史跡の保存活用に関わる法令を以下に整理する。

## （1）文化財保護法

本章第 1 節で定めた基本区域内には，史跡指定地および周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する。史跡指定地内で現状変更及び遺構の保存に影響を及ぼす行為を行う場合は，文化庁長官の許可を得なければならない（文化財保護法第百二十五条。以下「法」という）。史跡整備を行う際も同様である。また，周知の埋蔵文化財包蔵地である土地で土木工事等を行う場合は，文化庁長官に届出（法第九十三条）又は通知（法第九十四条）を行わなければならない。

なお，県及び市指定の文化財の現状変更等を行う場合は，福岡県文化財保護条例，行橋市文化財保護条例に基づき，それぞれ福岡県教育委員会，行橋市教育委員会に申請し，許可を受け なければならない。

また，発掘調査によって出土した遺物は，遺失物法第四条第一項に基づき警察署に提出しな ければならない（法第百一条）。

## （2）景観法

行橋市は景観法に基づく景観行政団体になっており，行橋市全域が景観計画区域に指定され ている。景観計画区域内における建築物の建築等，工作物の建設等，都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行な う土地の区画形質の変更）その他政令で定める行為，土石類の採取，土地の開墾およびその他 の土地の形質の変更，屋外における物品の堆積，木竹の植栽および伐採，特定照明を行う場合は，景観行政団体の長（行橋市長）への届出（国または地方公共団体は通知）が必要となる（景観法第十六条第一項，同第五項，行橋市景観まちづくり条例第九条）。届出対象となる行為は行橋市影観まちづくり条例施行規則に従う。
ただし史跡指定地内における開発行為は法第百二十五条第一項の規定に基づく文化庁長官の許可が必要であり，この許可を得た開発行為は届出を要しない（景観法第十六条第七項第十一号，景観法施行令第十条第三項）。

## （3）道路法

本史跡指定地内の東九州自動車道，県道長尾稗田平島線，市道はいずれも道路法に定められ る道路である。道路に工作物，物件又は施設を設け，継続して道路を使用しようとする場合は，道路管理者の許可を受けなければならない（道路法第三十二条）。

## （4）都市計画法

本史跡指定地は，計画的な市街化を促進すべき区域（市街化区域）と市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域）に区分する線引きを行わない非線引き都市計画区域となっている。本計画の基本区域は，用途地域が指定されていない地域である（図 1－3－1）。


図 1－3－1 行橋市用途地域図

## （5）農地法

本史跡指定地及び周囲には農地が存在する（図 1－3－2）。農地を史跡の保存活用のために公有地化する場合は県知事の許可を得なければならない（農地法第五条）。また，史跡の整備等 により，農地を農地以外の目的に供する場合は，都道府県知事の許可を得なければならない（農地法第四条）。


図 1－3－2 土地利用現況図

## （2）行橋市の構想•計画

## （1）行橋市の構想•計画

## ア）第5次行橋市総合計画後期基本計画（平成 29 年（2017）3月策定）

行橋市では，平成 23 年（2011）度に 10 年後の都市像を掲げた第 5 次行橋市総合計画（平成 24年（2012）度～平成33年（2021）度）を策定した。現在は基本計画期間の後半 5 年間にあたり，新たなまちづくりの指針として，前期の基本構想を引き継いだ「第5次行橋市総合計画後期基本計画」（平成 29 年（2017）度～平成 33 年（2021）度）を策定している。

以下が目指す都市像と基本目標である。

将来像：魅力がいっぱい人が集まるパワフルゆくはし
3つの基本目標：「ひとが賑わうまち」「ひとを育むまち」「ひとをつなぐまち」

このうち基本目標2「ひとを育むまち」の施策項目 5 では，「 5 ．地域文化の振興と文化財 の保護•継承」の基本方針が次のように定められている。

基本方針：市民が地域に誇りと愛着を感じられるように，芸術や文化の振興を図るととも に，市民が主体となって芸術文化活動が行えるよう，拠点となる施設の整備に努めます。市内の文化遺産を市民とともに大切に未来へ伝え，地域の魅力を高め，観光資源にもなる ように積極的に整備，活用していきます。

さらに同項目の中で，主要施策が次のように定められている。

## 主要施策（3）史跠整備と文化財の活用

御所ヶ谷神籠石や福原長者原遺跡など市内の史跡を計画的に整備するとともに，文化財の説明板の充実を図り，生涯学習や観光振興に積極的に活用します。また，重要文化財である稲童古墳群出土品など貴重な歴史資料の保存修理を行い，広く公開していきます。

## 主要施策（4）歴史や文化の情報発信の推進

歴史資料館をリニューアルし，展示や保存のスペースを拡充することにより，情報発信機能を高めます。また，わかりやすいパンフレットやガイドブックの作成，市ホームページの活用により地域の魅力を広く発信するとともに，市民の文化財に対する理解を深めます。

## ○市民参加の視点

市民 主体的に地域の歴史や文化を学ぶとともに，文化財ガイドボランティア活動，文化財の保護及び普及活動に参加します。
行政 市民が地域の歴史や文化に対する関心を高め，学ぶことができる環境を整備すると ともに，文化財ガイドボランティアへの支援を行います。

第 5 次行橋市総合計画後期基本計画 平成 29 年（2017） 3 月

## 1．土地利用•市街地形成

○将来的な人口減少を見据えたまとまりある市街地の形成と周辺部の保全
○京築エリアの拠点にふさわしい中心市街地の再生
○臨海部を中心とした産業振興
○恵まれた自然と調和した快適な住環境の整備
○広域交通網と地域資源を活かした観光振興

## 2．都市施設（交通環境，自然的環境，供給処理施設等）

（1）交通環境
○道路網の充実•道路環境の改善

- 東九州自動車道の計画幅員の早期碓保
- 国道 201 号バイパスの計画幅員の早期確保と延伸整備
- 国道 10 号バイパスの計画幅員の早期確保，外環状を担う幹線道路の整備
- 県道門司行橋線を中心とした臨海部における南北交通網の強化
（2）自然的環境
○地域の特色を活かした公園の整備
－海•山•河川等の自然，史跡•寺社等の歴史•文化，ため池，自衛隊基地を活かした公園の整備


## 3．景観形成

○土地利用との連携（まとまりある市街地，農地•山林の保全）
○美しい風景や魅力ある景観を活かした観光•交流の推進

行橋市都市計画マスタープラン平成27年（2015）3月

## （2）泉•今川地域の構想•計画

行橋市都市計画マスタープラン（平成 27 年（2015）3月）地域別構想のうち，本史跡の位置する泉•今川地域の将来像と地域づくりの目標は，以下の通りである。

将来像：田園と水辺と生活利便が調和した ゆとりあるまち
目標1 緑豊かなゆったりとした住環境の形成
広々とした田園と低層住宅を中心とした良好な住宅地が共存し，今川や祓川等の自然が身近に感じられる地域特性を活かし，水と緑に恵まれた，ゆったりとした暮らしの実現を目指します。

目標2 広域交通網を活かした人・ものの交流促進
東九州自動車道の整備を促進し，スマートインターチェンジとなる今川パーキングエリ アを活かし，新たな地域のにぎわい拠点の形成による地域間交流を促進し，個々に魅力あ る地区の活力創出を目指します。

## 第2章 史跡福原長者原官衙遣跡の概要

## 第1節 位置と環境

## （1）行橋市の概要（図 2－1－1）

築上町の 1 市 3 町に接する。市域は東西に約 14 km ，南北に約 9 km ，総面積は $70.06 \mathrm{~km}^{2}$ である。
市域の大半が沖積地および干拓•埋立地で，京都平野の中央を占める。市域を流れる主な河川 は平尾台を源とする萇峡川水系，英彦山山系を源とする今川水系•祓川水系などがある。長峡川•今川両河川の下流部両岸が中心市街をなす。気候は穏やかな瀬戸内海性気候の特徴を示し，郊外に田園や果樹園が広がる。灌溉用の溜池も多く，水と緑に恵まれたまちである。

行橋市は京築地域（行橋市•京都郡•豊前市•築上郡）の中心都市であると同時に近年自動車産業を中心に工業集積地となった九州北東部地域の中央に位置する拠点都市として重要性が高まっている。平成 27 年（2015）国勢調査による人口は 70，586人で，増加傾向が続いている。


図 2－1－1 行橋市の位置

## （2）行橋市の交通環境（図 2－1－2）

行橋市内には，鉄道が九州旅客鉄道（J R 九州）日豊本線と平成筑豊鉄道田川線の 2 路線ある。 J R日豊本線は小倉駅から大分駅，宮崎駅を経て鹿児島駅に至る東九州の幹線鉄道で，市内に行橋駅，南行橋駅，新田原駅の 3 駅がある。行橋駅は特急停車駅で，特急で小倉駅まで 15 分，博多駅まで約 1 時間で結ばれている。平成筑豊鉄道田川線は行橋駅を起点とし，市内の美夜古泉駅，今川河童駅，豊津駅を経て内陸部に向かい，終点田川伊苗駅に至る。

主な道路は，南北の国道 10 号，国道 496 号，県道直方行橋線（旧国道 10 号），東西の国道 201 号，県道椎田勝山線，県道長尾稗田平島線などがあり，鉄道同様周防灘沿岸と西方の田川•福岡方面を結ぶ結節点となっている。平成26年（2014）には東九州自動車道が開通し，行橋インターチェ ンジと今川パーキングエリア（ P A ）が開設された。今川パーキングエリアはE T C 配備車の み乗り降りできるスマートインターチェンジ（S I C）でもある。

隣町㔔え発田町にある北九州空港は九州唯一の 24 時間空港で，行橋市から車で 30 分の距離であ る。ほかに物流の拠点となる重要港湾である苅田港が所在する。


図 2－1－2 史跡周辺広域現況図（本史跡は赤枠）国土地理院の空中写真を加工

## （3）地理的環境

史跡福原長者原官衙遺跡は，市内中央南寄りの泉地区南泉1丁目，同2丁目から西の今川地区大字矢留にまたがって所在する。泉地区には第四紀更新世に西の今川と東の祓川の影響で堆積した泉砂礫層が広がり（図 2－1－3），侵食によって段丘地形を形成している（図 2－1－4）。本史跡周辺は北西から谷が入り込み，谷は田や溜池として，細長く残った微高地は宅地や畑として利用されている。周辺地形は大規模な宅地開発がなされる以前の昭和 22 年（1947）米軍撮影空中写真から読み取りやすい（図 2－1－5）。

本史跡の官衙政庁は南東から北西に伸びる細長い微高地上に造営されている。この官衙に関連する施設が存在したとすれば，北西に続く一連の微高地上である可能性が高い。この微高地 の西側の谷は，試掘調査で遺構が確認できなかった。東側の住宅地は現在平坦であるが，谷を埋めて造成したもので，やはり発掘調査で遺構が確認できなかった。




図 2－1－5 本史跡周辺の昭和 22 年（1947）撮影空中写真（本史跡は赤枠）国土地理院の空中写真を加エ

本史跡を訪れるための交通環境をまとめる。まず本史跡指定地の北部を通る県道長尾稗田平島線がある。南部を東西に貫通する東九州自動車道の乗降口は，本史跡の西約 1.5 km の今川ス マートインターチェンジと，南東約 4 km のみやこ豊津インターチェンジである。鉄道の最寄り駅は本史跡の西約 1 km の平成筑豊鉄道今川河童駅である。バスは行橋駅発の太陽交通バス「矢留線」南泉1丁目バス停（史跡の西約 400 m ），「亲宑馬場線」福原バス停（同東約 500 m ）がある。

本史跡の北約 500 m に行橋市立泉中学校，約 1 km に同泉小学校が所在する。泉小学校の校歌 の歌詞に「長者ヶが原」とあり，昭和 36 年（1961）度の作詞当時に長者原という場所が地域で愛着を持たれ，地名も周知されていたことが偲ばれる（図 2－1－6）。泉中学校校歌も「古き京都の跡どころ」との歌詞があり，この地域が古代の中心地であったことが歌いこまれている（図 2－1－7）。

本史跡指定地を「南泉1丁目」「同2丁目」などのように呼ぶのは昭和59年（1984）の住居表示制度施行からである。それ以前は行橋市大字福原字長者原，字下寄原などであった（図2－1－8）。遺跡名称はかつての大字「福原」と小字「長者地原」を組み合わせて「福原長者原遺跡」とし， そのうち一部を史跡指定するにあたって役所を意味する「管衙」を付加して「福原長者原官衙遺跡」とした。


図 2－1－6 行橋市立泉小学校校歌


図 2－1－7 行橋市立泉中学校校歌


図 2－1－8 史跡周辺字図（本史跡は赤枠）

## （4）歴史的環境

## （1）原始

京都平野における人類活動の痕跡は約 3 万 8000 年前の後期旧石器時代初頭に現れる。行橋市域では東南部の樦蕫地区に所在する渡築紫遺跡で石器製作の痕跡が確認された（図 2－1－9）。このほか市域南部の鬼熊遺跡，市域北西部の入䝨大原遺跡などでもナイフ形石器が見つかっている。

縄文時代草創期から中期まで，京都平野では遺跡•遺物が極めて少なく，様相が明確でない。一方で中期は温暖化の影響で海進がピークを迎え，古行橋湾とも言うべき内湾が形成された。二崎—新津（苅田町）－草野—延永—津く熊—崎野—津留—元永—沓尾を繋ぐ旧海岸線が推定さ れている。後期には管宝がき貝塚（消滅，図 2－1－10）や柳并苗毕热崎遺跡が知られ，福原長者原遺跡でも住居跡が確認されている。


弥生時代の遺跡は早期より見られ，萇妿宑遺跡や辻堤遺跡群がある。福原長者原遺跡の西約 500 m の矢留堂ノ前遺跡では前期の環壕集落が発見された。前期後半からは遺跡が急増し，下稗甾遺跡•前田山遺跡•入梘大原遺跡といった大規模集落が形成される。下稗田遺跡では貯蔵穴から炭化米に加え獣骨，魚骨，淡水産•海水産の貝殻などが見つかり，農耕だけでな く狩猟•採集や漁労といった多用な生業が営まれていたことがわかる。後期には下崎ヒガン デ遺跡や代遺跡の集落が拡大する。弥生時代末から古墳時代初頭の過渡期はいわゆる「邪馬台国」の時代であり，京都平野にも「クニ」の存在を想定するならば，その首邑（中心的集落） は延等永ヤヨミ瞏遺跡が想定される。200軒ほど の竪总完住居が確認され，一定の方形区画を囲ん だ居館の存在も想定されている。瀬戸内海につ ながる内湾に面した地域間交流の場として発展 したと考えられ，畿内系や瀬戸内系の土器が出土しているほか，水の祭祀に用いたと考えられ る 3 世紀中頃から 4 世紀中頃の木樋（図 2－1－11） が出土しており，畿内に発する祭祀文化が極め て短い時間差で伝わったことがわかる。


図 2－1－11 延永ヤヨミ園遺跡出土木樋九州歴史資料館提供


図 2－1－12 周辺遺跡分布図（本史跡は赤四角）国土地理院地図を加工

3 世紀後半には京都平野の北，周防灘に臨む台地上に 7 面以上の三角緑神獣鏡が副葬された墳丘全長 130 m の畿内型前方後円墳である石塚山古墳（苅田町）が築造さ れた。その後，京都平野内の首長墓は 4 世紀末のビワノ クマ古墳， 5 世紀の蓹所山古墳（苅田町）， 5 世紀中頃に

坦古墳などの前方後円墳が築かれる。京都平野はビワノ クマ古墳や，出土品（図 2－1－13）が重要文化財に指定さ れた稲童古墳群など中小古墳も含めて甲昌など武具類の出土が多く，軍事的性格が強い首長層の存在が指摘され


図 2－1－13 稲童 21 号墳出土甹 （国重要文化財） ている。

たちばちょうか
6 世紀後半から前方後円墳の築造は終焉にむかい，6世紀末から7世紀初頭に橘塚古墳（み
内部主体とする大型の方墳や円墳が築かれる。一方，6世紀頃から家父長制社会が成立し，造墓が支配者層だけでなくより下の層にも浸透し，群集墳や横穴墓の築造が盛んになった。全国的にみても京都平野は古墳の密集地であり，丘陵地や平野縁辺部の山裾などに濃密に分布する。特に竹對遺跡（図2－1－14）では 1,000 基近い横穴墓が発掘調査され，調査以前に消滅したものや未調査のものも含めると 1,500 基以上と想定される一大墳墓遺跡である。竹並遺跡では横穴墓の副葬品として刻字土器が出土しており，識字層の存在が示唆されている。 このように，古墳時代初頭以降豊前国域で最大規模の首長墓が継続的に造られることや，官人的様相をもつ被葬者が埋葬された大規模 な横穴墓群が存在することは，この京都平野 に豊前国の中心官衙である福原長者原官衙遺跡が設置されるにいたる基盤が既に古墳時代 から形成されていたことを示している。


図 2－1－14 竹並遺跡

## （2）古代

行橋市の南西，みやこ町との境に連なる山系に史跡御所ヶ年を谷神籠石（図 2－1－15）がある。 7 世紀後半の東アジア情勢に関連して築かれた山城とみられる。 7 世紀末には仏教寺院が全国的に造立される流れのなかで，市域にも椿市廃寺（図2－1－16）が建立された。

京都平野は豊前前国京都郡•仲津郡に属した（図 2－1－17，18）。『豊後国風土記』によると，豊前国と豊後国はもとは一つの「豊国」と呼ばれる国であったが，後に分割されたものである。 また「豊」と名づけられた由来について，仲津郡中巭婜村（比定地は行橋市旧草場地区からみ やこ町田中一帯の今川中流域）を舞台とする瑞祥説話が記されている。『日本書紀』は景行天
峡県は行橋市大字長尾が遺称地とされる。大宝2年（702）の「豊前国仲津郡丁里戸籍」は現存最古段階の戸籍の一つとして著名だが，丁里の比定地は未詳である。またこの戸籍が「豊

前国」の初見だが，「豊後国」が『続日本紀』文武天皇 2 年（698）の記事に見られることから，豊前国もこの時期には存在していたと見られる。


図 2－1－15 御所ヶ谷神籠石（国史跡）


図 2－1－16 椿市廃寺（市史跡）


図 2－1－17 令制西海道図


図 2－1－18 豊前国図

わみょうるいじゅうしょう
豊前国の国府については『倭名類聚抄』に京都郡に所在すると記されているものの，比定地が確定しなかったため長く議論されてきた。みやこ町国作•惣社地区で発掘調査された官衙遺跡が国府跡と確定した（福岡県史跡豊前国府跡）が，県史跡豊前国府跡は 8 世紀前半以前の様相が明確でないため，史跡福原長者原官衙遺跡がこれに先行する豊前国府，あるいは豊前国と豊後国にまたがる「豊国」を支配する役所であった可能性が指摘されている。御所ヶ谷神籠石の北麓を駅路（古代官道豊前路）が東西に走り，丘陵の切り通しや発掘調査の際に遺構が確認されている。本史跡直近では官道跡は確認されていないが，上記の駅路および今川という水陸の交通路まで約 1 km という近さが，福原長者原官衙遺跡の選地の一要因となっ たと考えられる。また延永ヤヨミ園遺跡で「津」墨書土器が出土し，『類聚きまれ代格』にみえる「草野津」の所在地がほぼ確定した。律令体制が弛緩すると京都平野にも荘園が成立した。宇佐神宮領の津隈庄，宇佐神宮の神宮寺弥勒寺領の草野庄，大野井庄など，宇佐神宮関係の荘園 が多い。

## （3）中世

草野津は河川の堆積作用により埋没したと考えられ，鎌倉時代初頭に長峡川下流の大橋村が成立したとの伝承が残る。古行橋湾南東岸一帯に新たな港湾都市•今井津が発展し，京都八坂神社から勧請した須佐神社を拠点に祇園信仰が根付いた。室町時代には梵鐘など仏具を鋳造した今井鋳物師の活動が知られる。浄喜寺（図 2－1－19）は本願寺第8代法主蓮如 の直弟子となった慶善によって開かれ，浄土真宗の北部九州における布教拠点となった。南北朝時代や戦国時代には九州探題斯波氏，周防大内氏や豊後大友氏，要芸毛利氏，筑前秋月氏といった諸大名や長野氏など在地領主 らの攻防の舞台となり，馬ヶ岳城（図 2－1－20） や松山城（苅田町）といった山城や，延永ヤ ヨミ園遺跡や矢留堂ノ前遺跡でこの時期に相当する方形居館群が多数確認されている。


図 2－1－19 浄喜寺


図 2－1－20 馬ヶ岳城跡（市史跡）

## （4）近世

天正 15 年（1587）に関白豊臣秀吉が九州を平定した。秀吉が宿泊した馬ヶ岳城は豊前国8郡のうち京都•仲津•築城•上毛•下毛•宇佐郡の 6 郡約 12 万石を与えられた黒田孝高（如水）•長政父子の居城となった。慶長5年（1600），関ヶ原の戦いの論功行賞で細川忠興が豊前一国及び豊後国国東•速見郡約 39 万石の領主として中津に入封し，後に小倉城を改修して居城と した。元和 6 年（1620）に徳川幕府が大坂城を再建する際，忠興が沓尾の石材を石垣に用い たことが知られている。今井の浄喜寺の住職良慶は忠興の帰依を受け，小倉•中津，細川家 の転封先である熊本•八代に寺地を賜り，寺を開基している。寛永9年（1632）に細川家が肥後国に転封となると，旧細川領は小笠原忠真の小倉藩 15 万石を筆頭とする小笠原一族の諸藩に分与された。

長峡川南岸の仲津郡大橋村と北岸の京都郡行事村は交通の結節点として藩の地方行政機関 が集中した。行事の飴屋（図 2－1－21）•新屋，大橋の柏屋など豪商が成長し，商業的にも栄 えて小倉藩領内を代表する在郷町（城下以外の地に発達した町）となった。

慶応 2 年（1866）の第二次長州征討に幕府軍として参加した小倉藩は孤立し，小倉城に火を放って城下から撤退，拠点を田川方面に移し，抗戦を続けた。和平の後，企救郡は長州藩の預かり地となったため，小倉藩は藩庁 を仲津郡豊玄津（みやこ町）に置き，豊津藩となっ た。大橋•行事は経済的に藩財政を支え，藩校䛓徳館の分校•洋学校が大橋に置かれるな ど，藩の首府機能を分担した。


図 2－1－21 旧飴屋門（市有形文化財）

## （5）近－現代

明治4年（1871）7 月の廃藩置県の後，同年 11 月に豊津県や中津県，日田県管轄域などが整理され，豊前国域を管轄する小倉県に統合さ れた。小倉県は明治 9 年（1876）4月に福岡県 に取り込まれ，同年 8 月に下毛郡•宇佐郡が大分県に移管されるとともに筑後国域が福岡県に合流し，現在の福岡県の管轄域が成立した。

大橋•行事には警察署や裁判所といった公的機関が次々に設置され，明治 11 年（1878）に


図 2－1－22 旧百三十銀行行橋支店 （県有形文化財） は大橋に第八十七国立銀行が創立された。第八十七国立銀行の後身が百三十銀行行橋支店で，大正 3 年（1914）竣工の店舗建物が現在も残っている（図 2－1－22）。

市域の江戸時代以来の村々は明治 22 年（1889）の町村制施行に備え，主に自治に十分な財力を持つために合併し，在郷町として一体的に栄えていた大橋村と行事村に宮市村を併せ た行橋町をはじめ，椿市•延永•媴島•稗苗•今川•泉•哭㫛•仲津村の1町8村となった。

明治 28 年（1895）に行橋—小倉間，行橋—伊田（田川市）間の鉄道が敷設され，行橋停車場が開業した。後に行橋—萇洲（大分県宇佐市，現•柳ヶ゙浦駅）間が開通したことで，行橋は周防灘沿岸路線と石炭の一大産地である筑豊方面とを結ぶ鉄道の結節点となった。

日中戦争中の昭和 14 年（1939）から行橋市域南東部と築上町域北部にまたがる一帯に海軍 の築城航空基地が建設された。太平洋戦争末期 には基地に隣接する稲童地区に軍用機を守るた めの掩体壕（図 2－1－23）が多数築かれた。基地や掩体壕は連合軍の空襲の標的となり，集落 も機銃掃射を受けて民間人にも被害が出た。

終戦後の昭和 29 年（1954）に 1 町 8 村が対


図 2－1－23 稲童 1 号掩体壕（市史跡）等合併し，行橋市が成立した。京築地域の中心都市，九州北東部地域の中央に位置する拠点都市として発展し，近年北九州空港の開設や東九州自動車道の開通など，交通環境も整備された。人口は合併翌年の昭和 30 年（1955）の 46，426人から平成 27 年（2015）の 70，586人となり，現在も少しずつ増加が続いている（と もに国勢調査人口）。

## 第2節 発掘調査の経過と概要

## （1）調査の経過

福原長者原官衙遺跡は，昭和 51 年（1976）に弥生～古墳時代の箱式石棺群「長者原遺跡」 として福岡県教育委員会刊行の『福岡県遺跡等分布地図（行橋市•京都郡編）』に記載されてい る（遺跡番号 140256）。

平成 8 年（1996）度から 9 年（1997）度に福岡県教育委員会が一般県道長尾稗田平島線拡幅に伴う発掘調査を行った（第 1 次，第 2 次）。その後，平成 22 年（2010）度から 24 年（2012）度 にかけて福岡県教育委員会（平成 23 年（2011）度より九州歴史資料館に移管）が東九州自動車道建設に伴う発掘調査を行い，古代官衙の政庁跡を確認した（第 3 次，第 $3-2$ 次）。調査後は保護層として遺構とその周辺に厚さ約 20 cm の真砂土を盛ってから通常の埋戻しを行い，さら に構造物の位置や掘削範囲の変更などの保護措置を講じたうえで東九州自動車道を建設した。 なお平成 22 年（2010）行橋市刊行の『行橋市内遺跡等分布地図』で遺跡名称を「福原長者原遺跡」 と改め，発掘調査成果を受けて遺跡内容に官衙を加え，弥生時代から古代にかけての複合遺跡 とした（遺跡番号 14075002）。

平成 24 年（2012）度から 27 年（2015）度にかけて行橋市教育委員会が東九州自動車道用地以外の地区で遺跡の範囲と内容を確認する発掘調査および地中レーダー探査を行った（第 4 次～第10次）。

なお，調査にあたっては平成 26 年度に有識者からなる福原長者原遺跡調査指導委員会を設置 し，指導•助言を受けながら進めた。


図 2－2－1 史跡福原長者原官衙遺跡調査区域図

## （2）調査の概要（図 2－2－2～9）

県道長尾稗田平島線拡幅工事に伴う第1次調査は本史跡の官衙政庁の北西部約 $400 \mathrm{~m}^{2}$ を発掘調査し，幅約 5 m と約 3 m の大規模な溝 2 条と古墳時代の竪穴住居跡を検出した。後者はほぼ直角に曲がると推測され，周辺の土地区画や字名「長者原」から，南北約 150 m ，東西 100 m 以上の官衙あるいは居館的な遺跡の存在が想定された。

同じく第 2 次調査は第 1 次調査地の西側約 $420 \mathrm{~m}^{2}$ で，銅製品鋳造に関連する小土坑をともな う8世紀代の竪穴住居跡を検出した。

東九州自動車道建設に伴う第3次調査，市道つけかえに伴う第 $3-2$ 次調査では政庁南部の約 $7,750 \mathrm{~m}^{2}$ を発掘調査し， 8 世紀前半を中心とする大規模な政庁跡とその関連遺構を検出した。脇殿に相当する南北棟の大型掘立柱建物 3 棟，南門（八脚門），東門（四脚門），回廊状遺構，区画溝 2 条，井戸，鋳造•鍛造関連遺構などである。区画溝と回廊状遺構，南門•東門の建替 えなどから政庁の 3 段階（I 期，II 期，III期と呼称）の変遷が認められた。また第 1 次調査の際 に検出された大規模な溝が政庁区画溝の北西隅付近であること，政庁敷地の東西幅が I 期段階 で約 128 m ，II段階で約 150 m であることが明らかになった。

第4次調査では政庁内北部の内容確認のため，政庁中央北部の $250 \mathrm{~m}^{2}$ で発掘調査を行い，重複する東西棟掘立柱建物 2 棟，回廊状遺構の北辺，区画溝 1 条（I期），柵列 3 条などを検出した。

第5次調査は道路側溝埋設に伴う約 $350 \mathrm{~m}^{2}$ の立会調査である。回廊状遺構西辺や東門付近の区画溝等を確認した。

第 6 次調査は政庁前面（政庁外南側）の内容確認のため， $280 \mathrm{~m}^{2}$ を発掘調査し，中央北側付近で 8 世紀第 1 四半期頃を下限とする整地層を確認した。また約 16 m の間隔で南北方向に平行 に走る 2 条の溝を検出した。

第7次調査は政庁の中枢施設を確認するため，第4次調査地の南の約 $220 \mathrm{~m}^{2}$ の発掘調査を行っ た。東と南に廂をもつ東西棟の大型掘立柱建物が検出され，正殿である可能性が指摘されている。 ほかにこの建物を切る掘立柱建物，2間 $\times 2$ 間以上の掘立柱建物，溝などを検出した。

第8次調査は政庁区画溝の北辺を確認する目的で約 $90 \mathrm{~m}^{2}$ を発掘調査し，政庁区画溝（II期） の北側の肩を確認した。これによってII期政庁の南北幅が約 150 m であることが判明し，II 期政庁の敷地が正方形であったことが明らかになった。この区画溝は県道拡幅工事まで水路として使用されていた。

第9次調査はI期南門および I•II 期区画溝南辺の位置を確認するため，政庁外南側で約 150 $\mathrm{m}^{2}$ の発掘調査を行った。II期区画溝南辺を検出したものの I 期南門および I 期区画溝は確認でき なかったことから，第6次調査の成果とあわせてI期区画溝は現在の市道と重複する可能性が高まった。

第 10 次調査は 2 地点で地中レーダー探査を行った。第 4 次調査地と一部重複する政庁北部の探査地点では第3次調査で確認された南北棟建物の北端が推定されたほか，建物跡かは明確で ないが，多数の柱穴らしき反応がみられた。政庁外南側の探査地点では南門の前面で区画溝が途切れている様子が推測された。


#  <br> $\xrightarrow{0}$ 

図 2－2－3 第1次調査遺構配置図 福岡県教育委員会2000より


図 2－2－4 第2次調査遺構配置図 福岡県教育委員会2000より


図 2－2－5 遺構実測図（1）九州歴史資料館2014より


第3次調査 I 期東脇殿（SB012）九州歴史資料館 2014 より


第3次調査 I 期（SB001）• III期（SB002）南門九州歴史資料館 2014 より


第7次調査 正殿地区大型建物（SB010，011）
行橋市教育委員会2016より

図 2－2－6 遺構実測図（2）


第3次調査 II 期（SB001）•III期（SB002）南門（北から）九州歴史資料館 2014 より


第3次調査 II 期西脇殿（SB014，南から）九州歴史資料館 2014 より


第3次調査
南門（SB001，002）－回廊状遺構（SA030，東から）九州歴史資料館2014より


第3次調査 I 期東脇殿（SB012，南から）九州歴史資料館 2014 より


第3次調査 II 期東脇殿（SB015，南から）九州歴史資料館2014より


第3次調査 I 期大溝断面（SD055，北から）九州歴史資料館 2014 より


第9次調査 II 期大溝（SD050，東から）行橋市教育委員会2016より

須恵器 袥搕


須恵器 桮身


須恵器 䩵去開硯
須恵器 圈足呙面硯




須恵器 杯蓋


須恵器 杯身


須恵器 転用硯


靽羽口（鋳造•鍛冶関連遺物）

図 2－2－8 主な出土遺物 行橋市教育委員会2016より


政庁北部の探査地点


政庁外南側の探査地点

図 2－2－9 第 10 次調査地中レ—ダ—探査成果合成図 行橋市教育委員会 2016 より

## 第3節 史跡指定の内容

## （1）史跡福原長者原官衙遺跡の指定に至る経緯

発掘調査の成果が明らかになるなか，福原長者原遺跡調査指導委員会より，確認された官衙政庁跡の重要性から，この遺跡を国の史跡に指定し，保存と活用を図ることが望ましいとの意見が提起された。これを受け，行橋市は文化庁や福岡県教育委員会と協議し，史跡指定に向け た事務を進めた。そして東九州自動車道も含め多くの土地所有者•管理者の同意を得て，平成 29 年（2017）1月19日に福原長者原遺跡のうち官衙政庁区域を「福原長者原官衙遺跡」として国の史跡に指定するよう文部科学大臣に意見具申した。

同年6月16日に文化審議会より文部科学大臣に福原長者原官衙遺跡 $24,293.47 \mathrm{~m}^{2}$ を国の史跡 に指定するよう答申がなされ，10月13日の官報告示（平成二十九年文部科学省告示第百三十七号）によって本史跡は正式に史跡に指定された。

市民への本史跡の周知を図るとともに関心を喚起するため，文化審議会答申後の平成 29 年 7 月 1 日から 8 月 31 日にかけて行橋市歴史資料館にて「福原長者原官衙遺跡 国史跡指定記念速報展」，8月5日に「福原長者原官衙遺跡国指定記念講演会」を開催した。さらに，本史跡を適切に管理し，後世に向けて保存すると同時にその積極的な活用を図るため，平成 30 年 （2018）度に「史跡福原長者原官衙遺跡保存活用計画」を策定することとなった。

## （2）指定内容

| 【指定名称】 |  <br> 福原長者原官衙遺跡 |
| :---: | :---: |
| 【指定年月日】 | 平成 29 年10月13日 |
| 【所在 地】 |  |
| 【指定面積】 | 24，293．47 $\mathrm{m}^{2}$ |
| 【指定基準】 | 二 国郡庁跡 |
| 【所有関係】 | 行橋市有地 $2,943.61 \mathrm{~m}^{2}$ 福岡県有地 $2,437.38 \mathrm{~m}^{2}$民有地 $18,912.48 \mathrm{~m}^{2}$ |


| 【指定地番】 | ○福岡県行橋市南泉一丁目 142 番 3 <br> $\bigcirc$ 福岡県行橋市南泉二丁目 <br> 55 番 2， 57 番 $2, ~ 59$ 番 1， 59 番 3， 59 番 4， 59 番 $5, ~ 59$ 番 6， 59 番 7， 59 番 $8, ~ 60$ 番 1， 60 番 2， 60 番 3， 60 番 4， 62 番 1， 62 番 2， 63 番 1， 63 番 2， 64 番 1， 64 番 3， 66 番 1， 66 番 2，117 番 2，117 番 9，117 番 10，117 番 11，117 番 39，125 番 42， 125 番 43， 125 番 44 ， 125 番 48， 125 番 49，125 番 52，125番53， 125 番 54，125番55， 125 番 56， 125 番 87 の一部， 125 番 88，125 番 89，125番92，125番94，125番95， 125 番 96， 125 番 97，125 番 98，125 番 99，125番101，125番102，125番103， 125 番 104， 125 番 105，125 番 108， 125 番 109， 125 番 110， 125 番 112， 125 番 121， 125 番 122 ， 125 番 124，125 番 125，125 番 132，125 番 133，125番 141， 125 番 142， 125 番 143， 125 番 144，125 番 147，125 番 149，141 番 3，155 番 1，155 番 3， 155 番 5， 155 番 6， 155 番 7，155 番 9， 156 番 10 の一部， 156 番 11， 157 番 4， 157 番 6， 157 番 7， 157 番 8， $\bigcirc$ 福岡県行橋市大字矢留字中原 916 番 2， 916 番 3， 916 番 4， 916 番 5， 916 番 6， 916 番 7， 916 番 8， 916 番 9， 917 番 2 の一部， 917 番 4， 919 番 2， 919 番 4， 919 番 5 <br> ○上の地域に介在する道路及び水路敷，福岡県行橋市南泉一丁目 150 番と 154 番に挟まれ南泉一丁目 142 番 3 と 152 番に挟まれるまでの道路敷の一部 <br> 福岡県行橋市南泉二丁目 66 番 2 と 125 番 109 に挟まれ南泉二丁目 125 番 147 と 125 番 149 に挟まれるまでの道路敷 <br> 福岡県行橋市南泉二丁目 125 番 48 と 125 番 49 に挟まれ南泉二丁目 125 番 88 と 125 番 89 に挟まれるまでの道路敷 <br> 福岡県行橋市南泉二丁目 63 番 2 と 155 番 3 に挟まれ南泉二丁目 60 番 3 に北接するま での道路敷 <br> 福岡県行橋市南泉二丁目916番4に北接する道路敷 <br> 福岡県行橋市南泉二丁目 155 番 1 と 156 番 10 に挟まれ南泉二丁目 155 番 9 に西接する までの道路敷の一部 <br> 福岡県行橋市南泉二丁目 59 番 4 と 57 番 2 に挟まれ南泉二丁目 55 番 2 と 125 番 87 に挟まれるまでの道路敷 <br> 福岡県行橋市大字矢留字中原 916 番 4 に南接する道路敷 <br> 福岡県行橋市南泉二丁目 60 番 3 に南接し，南泉二丁目 57 番 5 に西接するまでの道路敷福岡県行橋市南泉二丁目 64 番 3 に北接し，南泉二丁目 125 番 38 と 125 番 56 に挟まれ るまでの水路敷 <br> 福岡県行橋市南泉二丁目 125 番 110 に北接し，南泉二丁目 117 番 39 と 125 番 142 に挟 まれるまでの水路敷の一部 <br> 福岡県行橋市大字矢留字中原 916 番 2 に北接する水路敷 <br> 福岡県行橋市大字矢留字中原 916 番 9 と 917 番 4 に挟まれ大字矢留字中原 919 番 2 に北接するまでの水路敷 <br> 福岡県行橋市大字矢留字中原 916 番 9 に東接する水路敷 <br> 福岡県行橋市南泉一丁目 159 番 3 と南泉二丁目 157 番 13 に挟まれ南泉一丁目 125 番 72 と南泉二丁目 125 番 110 に北接する水路敷に挟まれるまでの道路敷の一部 |
| :---: | :---: |
| 【管理団体】 | 行橋市（平成 30 年 2 月 19 日官報告示） <br> （平成三十年文化庁告示第二十四号） |



図 2－3－1 福原長者原官衙遺跡周辺地籍図

## 【指定説明】

福原長者原官衙遺跡は，福岡県と大分県との境にある英彦山山系から派生する丘陵地の先端付近，標高 15 m 前後の段丘面に立地する。本遺跡の約 4 km 北西には咕野津推定地，約 1.5 km南東には，みやこ町の県史跡豊せ前国府跡が位置する。本遺跡の南には，県史跡豊前国府跡，馬ヶヶ岳，御所ヶが岳北麓を結び東西方向に延びる古代官道が通る。

本遺跡では，平成 8 年度から平成 9 年度に福岡県教育委員会が県道拡幅に伴う発掘調査を行 い，大規模な溝（後に官衙区画溝の北西部分と判明）を確認していた。その後，平成 22 年度 から平成 24 年度にかけて九州歴史資料館が実施した東九州自動車道建設に伴う発掘調査によっ て，区画溝のほか掘立柱の回廊状遺構，南と東の門跡，脇殿と考えられる南北棟の大型掘立柱建物群を確認した。また平成 24 年度から平成 27 年度まで，行橋市教育委員会が高速道路部分以外の地区で遺跡の範囲と内容を確認する発掘調査を行い，遺跡北側で区画溝や掘立柱塀及び大型の掘立柱建物群を確認したことで，本遺跡が大規模な官衙遺跡であると考えられるように なった。

本遺跡の遺構は主として官衙政庁部分に相当するとみられ，3期に整理されている。I期は 7 世紀末から 8 世紀初頭，II期は 8 世紀第 1 四半期，III期は 8 世紀第 2 四半期である。

I期は，幅約 3 m の素掘りの区画溝が東西 127.8 m ，南北 135 m 以上の長方形に巡り，その内側には掘立柱建物が建つ。

II期になると，I 期の区画溝が埋め戻され，幅約 5 m に及ぶ素掘りの区画溝が約 150 m 四方に巡り，その内側に幅 11.8 m の空閑地を隔てて一辺 117.8 m の掘立柱回廊状遺構が巡る。回廊状遺構には格式高い八脚門の南門，四脚門と推定される東門が開く。回廊状遺構による区画の内部には，中央北側で正殿と推定される桁行 7 間，梁行 3 間の東西棟掘立柱建物が，その南側に は東西の脇殿とみられる桁行 6 間，梁行 2 間の南北棟掘立柱建物が並ぶ。

III期になると，II期の正殿に相当する建物や南門，東門，回廊状遺構が建て替えられたと推定される。施設を全体的に簡素化し，回廊状遺構を撤去するとともに，木柵あるいは板塀に造 り変えられたとみられる。この時期に官衙の機能も変容したものと推定される。
遺物には，最も初期のものとしてII期の西脇殿より出土した 7 世紀第 4 四半期に比定される須恵器杯㦈（転矢用硯）があるが，出土土器の多くは8世紀前半のものである。本遺跡の官衙的性格を示す遺物として，転用硯を含む複数の硯が出土している点を挙げることができる。瓦も出土しているが少量であり，屋根に葺かれていたとしても部分的であったと推定される。この
床石などが出土していることから，造営にあたって敷地内で建築金物を製作していた可能性が ある。

以上のように，福原長者原官衙遺跡は，その規模において一般的な地方官衙を上回っている。
庁跡が存在するが，本遺跡のI•II期遺構の規模もこうした官衙施設に並ぶ。また，II期遺構に みられる，四周の区画溝と回廊状遺構との間に空閑地を巡らせた構造は，藤原宮の平面プラン に類似することから，これをモデルとして造営された行政施設である可能性が考えられる。II期政庁の南門が大型の八脚門であることと併せて，この官衙の格式の高さを示している。本遺跡の成立時期が 7 世紀末まで遡る点は国府相当の施設としては最古級であり，しかも，その変

遷を 8 世紀第 2 四半期の終焉まで間断なくたどれることは重要である。
これまで古代豊前国の国府跡には『倭名類聚抄』の記述等に基づくいくつかの推定地があった。 その後の発掘調査の成果から，みやこ町の県史跡豊前国府跡に比定されてきたが，この遺跡では 8 世紀中葉を遡る様相が不明であった。県史跡豊前国府跡の北西 1.5 km に位置する福原長者原官衙遺跡は，他の令制国の国府整備に先行して 7 世紀末から 8 世紀中葉まで営まれた大規模な行政施設と考えられることから，成立当初から後の国府と同様の機能を有していたかは今後の課題 としても，I•II期には豊前国の統治において中心的役割を担っていた可能性が指摘される。

このように，福原長者原官衙遺跡は古代律令国家成立期の地方統治の実態を知るうえで重要な遺跡であり，盛土保存された高速道路部分を含めて遺構の残存状況も良好である。よって，史跡 に指定し，保護を図ろうとするものである。
（『月刊文化財平成 29 年（2017）9月（648号）』より）


図 2－3－2 福原長者原官衙遺跡変遷模式図


図 2－3－3 福原長者原官衙遺跡 II 期南門復元図（現段階での推定）

